

各支給認定保護者の皆様

ちびはる保育園 基山園(りす・ぱんだ組)・Chibiharu-ZERO-TWO

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平成元年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。(※月途中入所の場合は在籍日数に応じた日割り計算により算出した額が公定価格の額になります。)
具体的な数を知りたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せいただければと思います。

(参考)

「法廷代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法廷代理受領」と呼んでいます)。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府発令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合も含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、平成元年度の実績をご報告するものです。

(あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

令和2年度 小規模保育施設における公定価格

ちびはる保育園 基山園(りす・ぱんだ組)・Chibiharu-ZERO-TWO

	0歳児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	156,560	154,040	90,150	87,630
5月	156,860	154,340	90,450	87,930
6月	156,820	154,300	90,410	87,890
7月	156,800	154,280	90,390	87,870
8月	156,820	154,300	90,410	87,890
9月	156,820	154,300	90,410	87,890
10月	156,730	154,210	90,320	87,800
11月	156,690	154,170	90,280	87,760
12月	156,670	154,150	90,260	87,740
1月	156,630	154,110	90,220	87,700
2月	154,630	152,140	89,140	86,650
3月	154,620	152,130	89,130	86,640